

## 介護分野における特定技能協議会入会規程 (特定技能所属機関) 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">介護分野における特定技能協議会入会規程 (特定技能所属機関)</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(資格確認)</p> <p>第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</p> <p><u>2 厚生労働省は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p>第4～5条 (略)</p> <p>(脱退手続)</p> <p>第6条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。</p> <p>2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合には、当該構成員は協議会を脱退したものとみなすことができる。</p> <p><u>3 第1項の規定は、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。</u></p> <p><u>附則</u> <u>本改正は、令和4年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">介護分野における特定技能協議会入会規程 (特定技能所属機関)</p> <p>第1～2条 (略)</p> <p>(資格確認)</p> <p>第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>第4～5条 (略)</p> <p>(脱退手続)</p> <p>第6条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。</p> <p>2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合には、当該構成員は協議会を脱退したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>